



JAL不当解雇撤回ニュース

No465 号 2015.11.12
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.co>

第3次勧告めざしILOに代表を派遣 解雇撤回争議の現状を報告し要請

- ◎塩崎厚労大臣の国会答弁は、ILO勧告と一致する内容
- ◎不当労働行為裁判の高裁判決は『会社は“労働組合が求めるところも踏まえて妥協を図るしかない”』と指摘している
- ◎今後の交渉は「解雇問題の解決に向け 労使双方にとって重要な交渉となる」

日航乗組とCCUは、10月3日よりジュネーブのILO本部に要請団を派遣しました。要請団より報告を受けましたので、その要点をお知らせします。

《経営が解決交渉を拒否し続ける中での訪問の目的》

日本航空の経営は解雇強行から4年10ヵ月が経った現在に至るまで、ILO勧告を無視し、解雇問題の完全解決に向けて一切の交渉を拒否しています。今回の訪問の目的は、2月の訪問以降の日本の最新の状況についての報告を行い、更なる支援を要請することでした。ジュネーブでの論議は多岐に渡り、新たな三次勧告やILOの一步進んだ具体的な支援措置についての論議にまで至りました。

《「追加情報」で解雇問題の最新の状況は良く分かった》

最新情報の報告は、9月5日付で乗員組合とCCUからILOの結社の自由委員会に提出した「追加情報」を中心に、行いました。よく整理され、分かりやすい“という感想と共に「追加情報」の内容に対して、ILO各部署の高官からは、“解雇問題に状況の進展があったことが理解できた”との率直な評価が出されました。

《塩崎厚生労働大臣の発言がILO勧告と同じ内容となる》

塩崎大臣は解雇問題に対して「・・・解雇終了となった労働者再雇用に関する事項は労使の協議事項である・・・」（3月19日参議院予算委員会）、「・・・（解雇問題の解決に向けては）労使で話し合いをすることが大事・・・」（4月5日衆議院厚生労働委員会）と発言しています。これは、この4年間の中で、解決に向けては労使交渉が行われるべきことが政府見解として初めて表明され、同時に、その内容が今までに出されたILO勧告内容と同じであるということに大きな意義があります。

《ILOでも注目された“スト権介入訴訟”の東京高裁判決》

6月18日に出された高裁判決文の中では、憲法が引用されています。

「憲法28条では勤労者の団結権を保証している・・・」「争議権の確立は労働組合が会社と交渉する際に、会社との対等性を保つための有効な対抗手段であり、労働組合にとって根幹的権利であり、スト権投票は極めて重要な組合活動である（要旨）。特筆すべき点は「会社が存立の為に争議行為を阻止したいのであれば労働組合が求めるところも踏まえて妥協を図るしかない・・・」と正面から、日本航空の経営姿勢を正面から厳しく断罪している点です。

《“労使双方にとって重要な交渉となる”》

ILO本部では、労働者活動局の高官を中心に率直な意見交換が行われ、以下のようなコメント等が寄せられました。

- ・国会発言をよく読むと、国としても放置できなくなってきた、という認識が出てきていることを読み取ることができる。
- ・今年の年末の交渉、来春闘の交渉は、労使双方にとって大変に重要な交渉になるでしょう。実質的なきちんとした交渉にすることがとても重要です。
- ・再雇用に向けては開かれた交渉のもと、差別が行われたいという事が大変に重要です。
- ・次なる勧告が出される条件は、すべて整っています。
- ・皆さんの選択肢としてはILOに対して一歩進んだ手段を要請することができます。
- ・“ILOの窓”は常に開いており、諦めずに最大限ILOを活用してください。
- ・日本航空という企業は、解決するまでILO監視下に置かれているという事を忘れてはなりません。
- ・ILOは解決するまで皆さんへの支援を継続します。頑張ってください。

今回のジュネーブ訪問では、労働者活動局を中心としたILOの高官の日本航空の解雇問題に対する認識が極めて高く、単に具体的な解雇問題の内容の理解に留まらず、置かれている情勢の動きに対する認識まで述べるに至った点は大きな成果の一つとなりました。